

呉市総合教育会議設置要綱

（目的及び設置）

第1条 市長と教育委員会が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4に規定する協議及び事務の調整を行い、十分な意思の疎通を図るとともに本市教育の課題やあるべき姿を共有し、連携して教育行政を推進していくため、呉市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置する。

（協議・調整事項）

第2条 総合教育会議においては、次に掲げる事項についての協議及びこれらに関する事務の調整を行う。

- (1) 呉市の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
- (2) 教育を行うための諸条件の整備並びに呉市の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又は正に被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

（構成員）

第3条 総合教育会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

（総合教育会議の会議）

第4条 総合教育会議の会議（以下「会議」という。）は、市長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

（意見聴取）

第5条 市長及び教育委員会は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の会議への出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

（議事録）

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書に規定する場合にあっては、議事録の全部又はその一部を公表しないことができる。

（事務局）

第8条 総合教育会議の事務局を総務部総務課に置く。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。